

加賀沿岸流域下水道（大聖寺川処理区）、加賀沿岸流域下水道（梯川処理区）、犀川左岸流域下水道（汚泥共同処理施設を除く）の平成22年度管理状況

施設所管課	環境部水環境創造課
指定管理者	(財)石川県下水道公社 代表者 理事長 浅藤 史夫
指定期間	平成21年4月1日～平成24年3月31日

(1) 管理業務の実施状況

業務内容 (協定・条例に規定)	具体的な業務（仕様書、事業計画）の実施状況 (不十分な場合、その理由、指摘事項を記入)																																																																																															
使用する者への利便の提供に関する業務	該当無し																																																																																															
利用の促進に関する業務	該当無し																																																																																															
使用の許可に関する業務	該当無し																																																																																															
施設、設備及び備品の維持管理及び修繕に関する業務	<p>下水道施設の運転管理業務</p> <p>○ 公共用水域へ放流する処理水の水質管理状況（年間） 法令に基づく排水基準（生物化学的酸素要求量 BOD 値）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質汚濁防止法 日平均 20mg/l 以下 最大 30mg/l 以下 ・ 下水道法 日平均 15mg/l 以下 <p>○ 管理状況</p> <p><大聖寺処理区></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>管理基準値 (条例規則)</th> <th>最大値</th> <th>最小値</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td>5.8～8.6</td> <td>7.6</td> <td>6.3</td> <td>6.9</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量</td> <td>15mg/l 以下</td> <td>6.1</td> <td>0.5</td> <td>1.9</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質</td> <td>40mg/l 以下</td> <td>5</td> <td><1</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td>3,000 個/ml 以下</td> <td>200</td> <td><1</td> <td>13</td> </tr> <tr> <td>汚泥含水率</td> <td>85%以下</td> <td>80.4</td> <td>78.1</td> <td>79.1</td> </tr> </tbody> </table> <p><梯川処理区></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>管理基準値 (条例規則)</th> <th>最大値</th> <th>最小値</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td>5.8～8.6</td> <td>7.4</td> <td>6.5</td> <td>7.0</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量</td> <td>15mg/l 以下</td> <td>14.4</td> <td><0.1</td> <td>3.1</td> </tr> <tr> <td>化学的酸素要求量</td> <td>30mg/l 以下</td> <td>13.3</td> <td>2.3</td> <td>8.8</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質</td> <td>40mg/l 以下</td> <td>11</td> <td><1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td>3,000 個/ml 以下</td> <td>91</td> <td>0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>汚泥含水率</td> <td>85%以下</td> <td>82.8</td> <td>75</td> <td>80.4</td> </tr> </tbody> </table> <p><犀川左岸処理区></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>管理基準値 (条例規則)</th> <th>最大値</th> <th>最小値</th> <th>平均値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水素イオン濃度</td> <td>5.8～8.6</td> <td>7.8</td> <td>6.6</td> <td>7</td> </tr> <tr> <td>生物化学的酸素要求量</td> <td>15mg/l 以下</td> <td>10.3</td> <td>0.8</td> <td>3.7</td> </tr> <tr> <td>浮遊物質</td> <td>40mg/l 以下</td> <td>9</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>大腸菌群数</td> <td>3,000 個/ml 以下</td> <td>3</td> <td><1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>汚泥含水率</td> <td>85%以下</td> <td>81.8</td> <td>78.9</td> <td>80.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※放流水の水質は、条例規則に基づく管理基準値内で、概ね良好な管理である。</p>	項目	管理基準値 (条例規則)	最大値	最小値	平均値	水素イオン濃度	5.8～8.6	7.6	6.3	6.9	生物化学的酸素要求量	15mg/l 以下	6.1	0.5	1.9	浮遊物質	40mg/l 以下	5	<1	2	大腸菌群数	3,000 個/ml 以下	200	<1	13	汚泥含水率	85%以下	80.4	78.1	79.1	項目	管理基準値 (条例規則)	最大値	最小値	平均値	水素イオン濃度	5.8～8.6	7.4	6.5	7.0	生物化学的酸素要求量	15mg/l 以下	14.4	<0.1	3.1	化学的酸素要求量	30mg/l 以下	13.3	2.3	8.8	浮遊物質	40mg/l 以下	11	<1	3	大腸菌群数	3,000 個/ml 以下	91	0	6	汚泥含水率	85%以下	82.8	75	80.4	項目	管理基準値 (条例規則)	最大値	最小値	平均値	水素イオン濃度	5.8～8.6	7.8	6.6	7	生物化学的酸素要求量	15mg/l 以下	10.3	0.8	3.7	浮遊物質	40mg/l 以下	9	1	3	大腸菌群数	3,000 個/ml 以下	3	<1	1	汚泥含水率	85%以下	81.8	78.9	80.2
項目	管理基準値 (条例規則)	最大値	最小値	平均値																																																																																												
水素イオン濃度	5.8～8.6	7.6	6.3	6.9																																																																																												
生物化学的酸素要求量	15mg/l 以下	6.1	0.5	1.9																																																																																												
浮遊物質	40mg/l 以下	5	<1	2																																																																																												
大腸菌群数	3,000 個/ml 以下	200	<1	13																																																																																												
汚泥含水率	85%以下	80.4	78.1	79.1																																																																																												
項目	管理基準値 (条例規則)	最大値	最小値	平均値																																																																																												
水素イオン濃度	5.8～8.6	7.4	6.5	7.0																																																																																												
生物化学的酸素要求量	15mg/l 以下	14.4	<0.1	3.1																																																																																												
化学的酸素要求量	30mg/l 以下	13.3	2.3	8.8																																																																																												
浮遊物質	40mg/l 以下	11	<1	3																																																																																												
大腸菌群数	3,000 個/ml 以下	91	0	6																																																																																												
汚泥含水率	85%以下	82.8	75	80.4																																																																																												
項目	管理基準値 (条例規則)	最大値	最小値	平均値																																																																																												
水素イオン濃度	5.8～8.6	7.8	6.6	7																																																																																												
生物化学的酸素要求量	15mg/l 以下	10.3	0.8	3.7																																																																																												
浮遊物質	40mg/l 以下	9	1	3																																																																																												
大腸菌群数	3,000 個/ml 以下	3	<1	1																																																																																												
汚泥含水率	85%以下	81.8	78.9	80.2																																																																																												

（その他知事が必要と認める業務）	緊急時の対応・安全管理などの危機管理 ・危機管理マニュアルが策定されており、災害時の対応・体制が整備されている。
------------------	---

（２）施設の利用状況

①利用指標（（設定している場合）利用人数、稼働率などの数値目標）

該当無し

②使用許可等の状況

該当無し

（３）使用料の収入実績

利用料金の収入及び減免の状況

該当無し

（４）収支決算

（千円）

収入		支出	
管理料	904,692	人件費	105,626
		需用費	266,580
		運転監視、汚泥処理	517,249
		その他	15,237
合計	904,692	合計	904,692
収支差額	0		

（５）その他、県が必要と認める事項（管理の実態を把握するために必要な事項）

①利用者の意見等

特になし

②事故、故障等

特になし

③その他報告事項など

特になし

（６）評価結果

評価項目	結果	所見（工夫、改善点）
①サービスの維持・向上や利用促進に向けた取組みが行われているか。	/	該当業務なし

②施設、設備及び備品の維持管理及び修繕が適切に行われているか。	B	・業務執行計画書に基づき適切な管理が行われている。
③適切に管理運営・危機管理を行う組織・体制となっているか。	B	・適切な職員の配置がなされており、業務に関する研修・講習が十分なされている。 ・非常時の連絡体制やマニュアルが定められ、安全対策が適切である。
④その他、必要と認める事項（例：苦情処理、個人情報保護）	B	・大聖寺川浄化センターの周辺地区住民の悪臭苦情に対して、懇談会を設けて地区役員と意見交換し、処理が概ね適切に行われた。
総合評価	B	・施設の設置目的にあった管理運営がなされており、今後も専門的なノウハウを活かした管理を期待する。

○評価基準

- A（優）：仕様書等に定める水準を上回っている
- B（良）：仕様書等に定める水準を十分に実施している
- C（可）：仕様書等に定める水準を概ね実施しているが、一部改善を期待する部分がある
- D（不可）：仕様書等に定める水準を下回っている

○総合評価

- A（優）：適正であり、優れた実績をあげている
- B（良）：適正である
- C（可）：概ね適正であるが、一部改善を期待する
- D（不可）：改善が必要である

（7）助言・指摘事項

特になし